

契約保養所利用規程

昭和47年7月 1日施行
平成22年7月13日改正
令和 1年7月 1日改正
令和 4年10月1日改正

(設置の目的および保養所の定義)

第1条 近畿日本ツーリスト健康保険組合(以下「組合」という)は、被保険者及び、その被扶養者の健康維持・増進のため近畿日本ツーリスト株式会社がインターネットに提供する宿泊商品と契約を結び保養所とする。

- 2 保養所の対象施設は「KNT-CTパートナーズ会」に加盟している宿泊施設とする。(対象施設は健保加入者専用サイトに掲載)
- 3 交通機関(航空機・JR・レンタカー)とセットされた商品は対象外とする。

(利用者の範囲)

第2条 契約を結んだ保養所(以下「契約保養所」という)を利用できる者の範囲は、被保険者、被扶養者及びその同伴者とする。

(契約料金の支払)

第3条 契約保養所を利用する者は、利用者が予約時に契約した宿泊料金を支払わなければならない。

- 2 各保養所の宿泊料金は予約時の販売価格と同額とし、社員割引等を利用した割引価格の支払いによる利用は認めない。

(利用の手続き)

第4条 契約保養所を利用する場合はあらかじめ、利用者本人がインターネットを利用して本人名で宿泊予約をしなければならない。(代理予約の利用は不可)

- 2 予約完了後、利用者は宿泊の7日前までに組合所定の契約保養所利用書申請書を健康保険組合に提出しなければならない。
- 3 店頭での予約申し込み、利用者が直接宿泊機関に予約を行うことによる宿泊利用は、契約保養所としての利用とは認めない。

(取消料金の支払)

第5条 利用者が予約後宿泊を取り消した場合は、商品に定められた約款に基づく取消料金を各自支払うものとする。

(利用書)

第6条 契約保養所を利用するときには、利用当日、組合所定の「契約保養所利用申請書」(以下「利用書」という)の所定の欄に、利用施設による宿泊証明を受けなければならない。

(宿泊補助金の申請)

第7条 利用者が宿泊補助金を申請する際には、契約保養所の宿泊証明を受け、所要事項が記入された「利用書」を組合に提出しなければならない。

- 2 補助金申請は宿泊料金がお一人税込み3,500円以上を対象とする。
- 3 宿泊補助金の申請は、原則として、契約保養所を利用した日が属する月の翌月10日までに行なうものとする。

(宿泊補助金の支給)

第8条 組合は、前条の宿泊補助金の申請をした被保険者に対して、利用した被保険者及び被扶養者1人につき1泊3,000円の宿泊補助金を支給する。

(ア) 前項の宿泊補助金は、原則として申請があった月の翌月の給料と同時に支払う。

(宿泊補助金の年間支給限度額)

第9条 被保険者1人当たりの年間における宿泊補助金の限度額については、毎年度当初の組合会で定めるものとする。

(ア) 前項における年間とは、4月1日から3月末日までをいう。

(宿泊補助金支給の制限)

第10条 つぎの各号のいずれかに該当する場合は宿泊補助金を支給しないことがある。

- ① 出張・研修旅行等の業務関連の宿泊および第1条以外の目的に利用した場合。
- ② 所定の手続きを行わず契約保養所を利用し、または利用しようとしたとき。
- ③ 他人の名義を使用し、または使用しようとしたとき。
- ④ 他人に名義を貸し与え、または第2条の利用者を偽って申し出たとき。
- ⑤ 保養所内の秩序・風紀を乱し、放歌喧騒等、他人の迷惑になる行為をしたとき。
- ⑥ 故意に保養所内の設備または備品を損傷し、または滅失したとき。

(その他)

第 1 1 条 この規程に施行に関して、必要な事項は組合会が定める。

附 則 この規程は令和 4 年 1 0 月 1 日宿泊分から施行する。